

証券投資信託 商品概要説明書

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 1. 商品名 愛称 | ステート・ストリートDC外国債券インデックス・オープン |
| 2. ご利用者 | 当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。) |
| 3. 商品分類 | 投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型 |
| 4. 商品属性 | |
| 当初設定日 | 2002年3月8日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| クローズド期間 | なし |
| 主要投資対象 | 外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券 [マザーファンドは、日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とします。] |
| 運用方針 | ● 当ファンドは、「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券に投資することにより、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行います。 ● 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。 |
| 主な投資制限 | ● マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。 ● 公社債への実質的投資割合には制限を設けません。 ● 株式への実質的投資割合は、転換社債および新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 投資信託証券(但し、マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 外貨建資産への実質的投資割合には制限を設けません。 |
| ベンチマーク | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) |
| 決算日 | 毎年2月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎決算時に、原則として「収益分配方針」に基づき収益の分配を行います。また、原則として、収益分配金は自動的に再投資されます。 |
| 償還条項 | 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解除することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 5. お申込み方法 | 当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。 |
| お申込み単位 | 1円以上1円単位 |
| お申込み価額 | 購入約定日の基準価額が適用されます。 |
| 6. 解約方法 | 当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 |
| 解約価額 | 売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額が適用されます。 |
| 7. 費用 | この商品には次の費用がかかります。 |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | ● 純資産総額 100億円以下の部分：純資産総額に対して年0.605%(税抜年0.55%) (内訳：委託会社 0.22%(税抜0.20%)、販売会社 0.33%(税抜0.30%)、受託会社 0.055%(税抜0.05%)) ● 純資産総額 100億円超の部分：純資産総額に対して年0.594%(税抜0.54%) (内訳：委託会社 0.22%(税抜0.20%)、販売会社 0.33%(税抜0.30%)、受託会社 0.044%(税抜0.04%)) |
| 信託財産留保額 | 売却約定日の基準価額に0.10%を乗じた額 |
| その他費用 | 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。 |
| 8. お申し込み不可日等 | 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、弊社コールセンターにお問い合わせください。 |
| 9. 課税関係 | ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。 |

(運営管理機関) リそな銀行

| 項目 | 内容 |
|----------------------|--|
| 10. 利益の見込み 損失の可能性 | <p>● 基準価額は、後述の「基準価額の主な変動要因等」により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。</p> <p>また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。</p> <p>● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。</p> |
| 11. 基準価額の主な 変動要因等 | <p>ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。</p> |
| 金利変動リスク | <p>当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて公社債等へ投資を行います。公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。</p> |
| 信用リスク | <p>公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。</p> |
| 為替変動リスク | <p>当ファンドは、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。</p> |
| 流動性リスク | <p>投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。</p> <p>また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。</p> |
| 12. セーフティー ネットの有無 | <p>投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。</p> |
| 13. 持分の計算方法 | <p>解約価額(= 基準価額 - 信託財産留保額) × 保有口数</p> <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p> |
| 14. 委託会社 | <p>ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)</p> |
| 15. 受託会社 | <p>三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。)</p> |

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2019.10)